

広島県告示第四百五十五号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成二十九年八月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
 亀山南二丁目一七地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
 次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

郡市・区	町村						地番	標柱番号
広島市 安佐北区	亀山南二丁目						八五番三	標柱一号
							八番二	標柱二号
							一番三三二	標柱三号
							一番七	標柱四号
							一番五	標柱五号
							一四二番六	標柱六号